

返戻金制度に関する情報

第7条（返金制度）

採用決定者が入社辞退や自己都合により退職した場合、又は本人の責に帰する事由により解雇された場合は、乙は甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合、若しくは雇用条件の内容が法令に違反しているものであり、それにより当該応募者が退職に至った場合、または甲が本条の事由の発生日から1か月以内にこれを乙に通知しなかった場合、その他甲の責に帰すべき事由により退社した場合には紹介料の返金を行わないものとする。尚当該退社が甲による紹介料の支払い前であっても、甲の対価支払債務は消滅しない。

入社辞退、退職、解雇が

入社後2週間未満の場合： 本件報酬の100%

入社後2週間以上1カ月未満の場合： 本件報酬の50%

入社後1カ月以上3カ月未満の場合： 本件報酬の30%

入社後3カ月以上6カ月未満の場合： 本件報酬の10%

入社後6カ月以降： 本件報酬の0%